

# 人吉市農業委員会定例総会

(第6回)

平成28年6月24日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

平成28年6月24日  
市役所西間別館202会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 22 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 23 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 24 号 農地法第5条の許可申請に対する意見決定について  
日程第 4 議第 25 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 5 議第 26 号 農地移動適正化あっせんについて  
日程第 6 議第 27 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について  
日程第 7 議第 28 号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について  
日程第 8 議第 29 号 部会部員の選任について

## その他協議報告事項

### ○ 出席委員(19名)

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理者	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男

同	10番	迫田幸乃
同	11番	堤千鶴子
同	12番	島津良邦
同	13番	大石正廣
同	14番	永石栄二
同	15番	内布征生
同	16番	上野博司
同	17番	福屋智香子

議事録署名委員	13番	大石正廣
	15番	内布征生

#### 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	荒毛正浩
次	長	和泉光代
主	任	堂坂高弘

開会：9時30分

○（議長）皆さんおはようございます。ただ今から総会を開きます。

14番委員は少し遅れるそうです。先に進めていきたいと思えます。皆さんも田植えはお済でしょうか。ひと息つかれたのではないかと思います。今のところたいした雨も降りませんで、災害も起きておりませんが、7月に入ってからが、たいがい災害が起きますのでひとつ心を引き締めていきたいと思えます。先日、県の会長会議に行きました。高速道路が波打ってありました。上り線はまあまあ通れますけれども、下り線は同じ高さのところは1m以上下がってありました。高速の構造物のところは、基礎がきちんと造られておりますので大丈夫でしたが、道路の端のほうは全部斜めに下がってありましたが、補強してスムーズにあがれるように段がついてありました。とても驚きました。こちらのほうにも強い地震がこないように願っております。

それでは本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。

ただ今から、平成28年第6回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に13番委員、15番委員を指名いたします。

それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願い致し

ます。

- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第22号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第1・議第22号 朗読
- （議長）1番については、この後の議第24号の1番と関連がありますので、その際に併せてご審議頂きたいと思えます。  
2番について4番委員の調査報告をお願い致します。
- （4番委員）おはようございます。それでは私のほうから3条の2番についてご報告申し上げます。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田でございます。農振区分につきましては、農用地内でございます。面積は1筆で1,490㎡でございます。譲渡人、譲受人につきましては、記載のとおりでございます。これは親から息子さんに生前贈与されるということでございます。息子さんは農業を始めまして20年以上になられます。現在、夫婦で農業をされておられまして、水稻ならびに薬草のミシマサイコを栽培されておられます。奥さんの実家が種子島にございまして、あちらのほうにも土地を持っておられ、水稻を作っておられるということで、田植えや収穫のときには行っておられます。管理につきましては種子島のほうでしておられるという話でございました。3条の調査書につきましては、1番、4番、5番、7番に該当しないということで、皆様方のご審議の方よろしくお願い致します。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
日程第2・議第23号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第2・議第23号 朗読
- （議長）1番について8番委員の調査報告をお願い致します。
- （8番委員）おはようございます。農地の所在地は記載のとおりでございます。面積は5筆で2,562㎡でございます。転用目的は植林ということで、登記地目は田、現況は畑となっておりますが、既転用ということで始末書が添付されております。調査書をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第二種農地でございます。該当理由といたしまして、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第一種農地、第二種農地及び第三種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。転用候補地内の農地の区分

別面積およびその割合については、その他の農地、2, 562㎡の割合は100%。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。皆さん方のご審議よろしくお願い致します。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。  
5番委員。
- (5番委員) これは杉の植林ということですが、いつ頃から既転用になっているのでしょうか。どれくらい前に植えられたのでしょうか。
- (8番委員) 5、6年前からということですがけれども、申請地は山に囲まれておりまして、状況としては山になっております。周囲が全部山に囲まれております。とても耕作できるようなところではないかと思えます。
- (議長) 周辺が山になっていたから仕方なく植えたということでしょうか。
- (8番委員) はい。始末書は添付されております。
- (議長) 分かりました。ほかに質疑はありませんか。  
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番について12番委員の調査報告をお願い致します。
- (12番委員) おはようございます。2番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりでございます。面積は1, 561㎡でございます。申請人は記載のとおりでございます。転用目的は駐車場でございます。調査書をご覧ください。農地の区分は、第三種農地でございますので、転用は許可することができます。一般基準は1番、3番、6番は相当と判断されました。総合判断といたしまして、許可相当と判断されますので、皆さんのご審議の方よろしく申し上げます。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。  
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第24号を議題といたします。事務局次長お願い致します。

- （事務局次長）日程第3・議第24号 朗読
- （議長）1番については、先ほどの3条の1番の案件と併せて、ご審議をお願い致します。19番委員の調査報告の前に事務局堂坂主任から最初に説明をいたします。
- （事務局 堂坂主任）ご審議いただく前に、今日お配りいたしました地図に網掛けをした1枚紙についてご説明をいたします。今からご審議いただきます案件につきましては、3条の所有権移転がありました今年の2月から何度も出てきている案件でございますので、改めて整理をする意味でご説明させていただきたいと思っております。こちらの地図をご覧くださいますと、右下の網掛けのところに1区と書いてございます。こちらは5月20日に県の審議会を含めて許可をいただいた営農型太陽光の発電施設でございます。ちなみに1区は第一種農地となっておりますので、営農型太陽光発電施設しか太陽光発電は認められないということでございます。そして、その上の部分少し薄い網掛けの部分が2区となっております。この2区は第二種農地になりますので、通常の太陽光発電施設ができるところで今回、後ほどご審議いただきますけれども通常の5条で申請があがってきております。左下のほうに濃い線で囲んである網掛けにつきましては、3区の予定でこちら第一種農地となっておりますので、営農型太陽光発電施設しか認められない地域になります。こちら今からご審議いただきますが、諮問会議にかける必要がある案件として今月あがってきております。このように第一種農地と第二種農地が混在している理由といたしましては、この地域は昭和35年に換地処分がなされている地域でありまして、そういったところは自動的に第一種農地となりますので、通常のソーラーはできないということになります。今からご審議いただきますのは、2区と3区の部分でございます。順番からいきますと、最初に3区のほうをご審議いただくかと思っております。以上、説明をいたします。
- （7番委員）2区のほうは基盤整備していないということでしょうか。
- （事務局 堂坂主任）そうです。
- （議長）それでは、議第22号の3条の1番と議第24号の5条の1番について19番委員の調査報告をお願い致します。
- （19番委員）おはようございます。それでは第5条の1番について説明をさせていただきます。  
（ 14番委員入室後 着席 ）
- （19番委員）先ほど事務局のほうから全体的な計画について説明をしていただきましたので、今回、出ております第5条について説明をさせていただきます。農地の所在、地目はご覧のとおりでございます。農振外でございます。面積は5,822㎡のうち80.58㎡が該当するわけでございます。貸付人、借受人はご覧のとおりでございます。転用目的といたしましては、営農型太陽光発電施設のパネルを設置するわ

けでございまして、その支柱部分にあたる面積が80.58㎡でございます。転用理由といたしましては、営農型太陽光発電施設の一時転用になるわけでございます。備考欄でございますが、第一種農地でございます。先ほどもご説明していただきましたので、第一種農地につきましては説明を省略させていただきます。今回の申請は、4月の定例会で3条、5条の意見決定をいただきました内容と同じになります。調査の結果でございますけれども、立地基準といたしまして、農地の区分は第一種農地、該当事項とした判断理由は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地でございます。農地の区分別面積およびその割合でございますけれども、第一種農地の80.58㎡、割合は100%でございます。農地の区分と転用目的は、一時的な利用に供するために行うものであって、当該申請目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可相当と判断いたしました。一般基準といたしまして、1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番に検討の結果、適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議の方よろしくお願ひします。

引き続き3条の方を説明いたします。3条の1番でございますけれども、これも先ほど説明をした農地でありまして、農地の所在、地目、面積はご覧のとおりでございます。これは地上権の設定でございます。貸付人、借受人はご覧のとおりでございます。営農型太陽光発電施設に伴う地上権の設定でございます。この件につきましては、調査書はございません。以上、ご審議の方よろしくお願ひ致します。

- （議長）ありがとうございます。今、二つの案件の説明をいただきました。

ただ今の議第22号の1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって議第22号の1番は原案可決いたしました。

次に議第24号の1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって議第24号の1番は原案可決いたしました。

日程第4・議第25号を議題といたします。事務局次長お願い致します。

- （事務局次長）日程第4・議第25号 朗読

- （議長）1番について15番委員の調査報告をお願い致します。

- （15番委員）おはようございます。25号、5条の1番についてご報告をいたします。

土地の所在地は記載のとおりでございます。農振区分は農振外。面積は316㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は、個人住宅ということで、建築面積は102.88㎡、駐車場25㎡、庭等203.12㎡、計の331㎡でございます。転用理由は個人住宅の建設です。調査した結果を報告いたします。事業計画書を読み上げたいと思います。土地の選定理由といたしましては、当該地は要国道より少し離れた閑静な住宅地、近隣は畑等自然に恵まれた住環境を有し、小学校や保育施設等が近く、また申請人の実家が近くにあり、保育園の送迎および子育ての援助を受けることが可能で、申請人にとっては最適地であることで当地を購入することにしたということでした。目的でございますけれども、申請人は結婚し妻の出産、子育てと仕事の両立のため、両親の近隣に住宅を構える必要に迫られたということです。調査の結果、農地の区分といたしまして、その他の農地、第二種農地、該当事項とした判断理由、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第一種農地、第二種農地及び第三種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。転用候補地内の農地の区分部地面積およびその割合は、面積316㎡に対しまして、割合100%。農地の区分と転用目的、申請地は第二種農地で、周囲を道路及び宅地に囲まれており、これに替わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準の1番、3番、6番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

7番委員。

- （7番委員）議案書に登記は宅地と書いてありますが、どうしてでしょうか。

- （15番委員）これは昭和50年に宅地で転用許可を受けていましたが、事業をされな  
いままの状態になっております。現地を確認してみるときちんと整地はされており、  
建物を建てるだけの状態にしてあります。

- （12番委員）転用許可はもらったが何もされていないということで、転用を一からやり直しということですよ。

- （7番委員）たしかまだ登記簿上は農地のままではないのでしょうか。

- （議長）事務局から説明をお願いします。



○（事務局 堂坂主任）ご説明をいたします。15番委員からご説明がありましたが、昭和50年に転用をかけておられますので、現況が雑種地（宅地）になっているのは当然でございますが、登記簿に関しましては事情が分かりませんが、本来、畑として残しておくべき土地になります。宅地ということで農地台帳自体もなっておりましたので、原因を確認した上で畑に訂正していただきたいと思っております。こちらについては事務局で確認をしたいと思います。

○（議長）現況は雑種地だと思いますが、登記簿上は畑ということですので、訂正のほうをよろしくお願い致します。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

次に2番について2番委員の調査報告をお願い致します。

○（2番委員）おはようございます。それでは議第25号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積は331㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は、個人住宅建設。農地区分は第一種農地で、都市計画区域内、用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙の位置図7ページのとおりです。調査書をご覧ください。立地基準は記載のとおりであります。農地の区分は第一種農地ですが、集落と接続しており問題ないと判断いたしました。一般基準の1番、3番、6番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準および一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

5番委員。

○（5番委員）第一種農地ということでいろいろと検討をされたと思いますが、どうしても転用を許可することがやむを得ないという土地でしょうか。

○（2番委員）申請地は市営住宅の入り口に位置しております。周辺も住宅地になってしまっていて、田を作っても周辺が住宅地なので消毒もできない状態です。

○（事務局長）今、5番委員からのご質問についてですが、本来、第一種農地は転用できない農地ですが、例外許可の規定がありまして集落接続ということで周りが集落の一部になっており、申請地は集落接続に該当するということで許可できるということでございます。

- （議長）第一種農地でも後継者がいないということで、そのまま耕作されていないところもあります。
- （2番委員）申請地は閉経している田でもあります。
- （議長）ほかに質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
17番委員の調査報告の前に事務局から訂正の申し出がっております。事務局から説明をお願いします。
- （事務局 堂坂主任）今からご審議いただく案件ですが、先ほどと同じ内容でございます。お二人目の登記地目が雑種地となっておりますが、これも以前に転用されたことがあります。同じ理由で登記簿自体も変わっておりますが、ここは田の誤りでございます。申し訳ありませんが、訂正方をよろしくお願い致します。これもまた登記簿については原因を確認したいと思います。以上、終わります。
- （議長）3番について17番委員の調査報告をお願い致します。
- （17番委員）農地法第5条の3番についてご報告申し上げます。土地の所在地は記載のとおりです。地目は田、今、説明をされましたとおりここも田となっております。農地区は農振外で4筆の1, 135㎡と3筆の115.65㎡、計7筆の1,250㎡です。権利は賃貸借になっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。転用目的は駐車場になっております。ここは人吉市の旧健康保険人吉看護専門学校の跡地を保健センターと勤労青少年ホームとして使用するにあたりまして、施設内の既存の駐車場では不足するというので、隣にありました土地を駐車場として利用したいということでございます。給排水計画など、雨水、生活雑排水、汚水の処理方法はそのまま浸透ということで、被害防除については、問題が生じた場合には責任をもって双方で協議をするということになっております。調査書をご覧ください。農地の区分は第三種農地であります。判断理由としては、都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められているというところで、第三種農地の転用は、許可することができるとなっております。一般基準といたしまして、1番、3番、5番、6番が適当と判断されました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断されますので、皆さんのご審議の方よろしくお願い致します。
- （議長）ありがとうございました。この案件は庁舎の移転で看護学校が隣にありますが保健センター等が入りますので、既存の駐車場が狭く、転用をして駐車場を拡大する

ということです。

ただ今の報告について質疑はありませんか。

5番委員。

○（5番委員）これは駐車場で借りるということは結構だと思います。しかし、譲渡人の旅館業を営まれている方が農地を持っておられることについてお聞きしたいことと、5条にすると田を地目変更されるのかをお尋ねしたいと思います。

○（議長）事務局お願いします。

○（事務局 堂坂主任）このお尋ねにつきましては、下の旅館業を営まれている方が農地を持っておられることについてですが、以前、住宅を建てる予定で転用をされておりましたが、実施がされてないまま現在に至っております。何回かこのような案件が出てきておりますが、先に転用が進める分については許可ができるということでございます。地目変更につきましては、現場が駐車場のようになってしまうので、地目変更をしていただくことが必要になるかと思っております。その後、賃貸借等の契約が終わったときには地目は農地以外のままになる。よく大型店舗のときに同じ手法をさらされておりますので、何ら問題はないかと判断はしております。

○（議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

7番委員。

○（7番委員）地目変更がされていない案件が何件か出ておりますが、現況が宅地で何年か前に許可は取っていたという場合は、許可を取っているのであれば許可書だけを再発行するだけではないのでしょうか。また新たな5条を申請しなければならないのでしょうか。

○（事務局 堂坂主任）当時の申請の目的どおり実施されるのであれば年数が経っても問題はないのですが、同じようにされない場合、この方については、当時は家を建てたかったけれども建てておらず、駐車場にする場合は目的が変わりますので、新たに申請していただく必要があります。

○（議長）以前にもこのような農地が出てきているかと思っております。これは既転用になるのでしょうか。

○（事務局 堂坂主任）既転用ではないかと思っております。

○（議長）分かりました。ほかに質疑はありませんか。

6番委員。

○（6番委員）今の件も含めますが、転用許可後の事務局の調査といいますか、それがなされていないのでこのような問題がでてきているかと思っております。この案件については、当時は宅地にするという目的で申請をされて許可をされたわけでしょうから、事務局の追跡調査がなされていないので、このような以前に転用を受けた案件が再度あがってくるという事態に生じるのではないのでしょうか。ということは追跡調査をきちんとすればこのような問題は発生しないと思うのですが。

- （議長）事務局。
- （事務局 堂坂主任）平成21年の農地法改正以降は必ず1年以内に施工をしないと  
いうことが厳しく規定されておりますので、それ以降はこのような何もされないま  
ま残っているということは、よほどの事情がない限りございません。今は改正以降に  
施工されたものに関しましては、まだ完了届を出されていない方には手紙を出して  
おりました、最近では4月に出しました。それ以前の許可については、いつまで実施を  
しなさいという規定があまり厳しくなかったというふう聞いております。そのような  
形で実施されていないところの数が多いとは言いませんが、今月は2件あがって  
きております。当時の申請書も無かったり、当時の申請者が既にお亡くなりになら  
れているという土地もございまして、追跡調査につきましては、正直なところなか  
なかな現状は厳しいのかなというところがございます。ただ、先ほども言いまし  
たけれども以前の許可をなかったことにするということになりますと、5条の  
場合は元の所有者に返しなさいというようなことになります。今のように当時  
予定していた事業は出来なかったけれども、また新たな申請をして転用を先  
に進めるという場合は県のほうも救済措置ではないのですが、あるべき姿に直  
していこうということで、許可をしているという状況でございます。追跡調査  
に関しましては、事務局でも検討の必要があると思っております。以上です。
- （6番委員）この件については、5月に12番委員のコインランドリーの案件  
がありましたが、その案件については今おっしゃられたそれより以前の問題  
ですか。
- （12番委員）当時の許可のように利用はされました。地目変更をされて  
いなかっただけの話です。
- （6番委員）地目変更をされていませんでしたが、そのところの調査は事  
務局ではされていないのでしょうか。
- （事務局 堂坂主任）先ほどのコインランドリーの件につきましては、事業  
を実施されて完了届も出しておられますので、転用上は完全に終わったとい  
うことでございます。ただ、登記をされておりました。登記に関しましては、  
農業委員会としましては範疇を越えております。もちろん登記のお願いは  
しておりますが、登記をされたかいないかはこちらで何か文書を出すこと  
や登記を促すということは基本的にできないと思っております。
- （6番委員）ということは今回の場合もそういうことになるかも分  
からないわけですが。
- （議長）事務局長。
- （事務局長）これは登記法というのがありまして本来は登記をしなければ  
ならないとなっておりますが、なかなかそれが徹底されていない状態にな  
ります。中に司法書士さんが入っておられる場合には、司法書士さんのほう  
で登記までされるというのが通常になります。中に不動産などが入って  
された場合が登記までがされない場合があります。先ほど説明がありま  
したが、それを強制的に農業委員会のほうで登記をしなさい

ということがなかなか言えないところがあります。登記については罰則というものもありませんので、農業委員会としてももどかしい現状ではありますが、そのような状況ということになります。以上、説明を終わります。

- （議長）毎年、農地パトロールで事業を実施されていないところについては、指導をされているかと思います。指導といいましても相手方が実施してくれないと進まないということもあるかと思います。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番原案可決いたしました。  
4番につきましては、19番委員が譲渡人となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができません。よって、一時退席されま  
すようお願い致します。

（ 19番委員 退席 ）

- （議長）4番について、引き続き17番委員の調査報告をお願いします。
- （17番委員）25号の4番についてご報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で、農振区分は農振外です。面積は計6筆の2, 860㎡です。所有権移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。先ほど説明がありましたとおり、太陽光パネルの設置が転用理由になっております。この土地の選定理由といたしましては、九州地区で土地を探しておりましたが申請地の日照状態も良く、地権者との了解を得られたということでこの土地を選定されました。給排水計画などは雨水くらいなので自然浸透で処理。汚水等の発生はないということで被害防除計画に対しましても必要はないということでした。被害等が発生した場合には責任を持って対処をするということでした。近隣の農地への影響などにつきましても、責任をもって対処されるということになっております。調査の結果、農地の区分はその他の農地、第二種農地で農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第一種農地、第二種農地及び第三種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるということで、転用目的として申請地は第二種農地で、周囲を農地、山林、雑種地等に囲まれており、これに替わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと考えられないとされます。一般基準といたしまして、1番、3番、4番、5番、6番、8番が適当と判

断されました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相等と判断されますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○（議長）ありがとうございました。先ほどから説明があつておるところで、周りが全部太陽光になります。ただ今の報告について質疑はありませんか。

12番委員。

○（12番委員）位置図を見ると真ん中付近に残っているところがありますが、この土地は耕作されているのでしょうか。

○（議長）ここは転用には入っていませんよね。

○（事務局 堂坂主任）おっしゃるとおり網掛けがされていないところは、農地のままで残ります。

○（12番委員）耕作はされていますか。

○（事務局 堂坂主任）いえ。耕作をされていない部分があるのですが、耕作をするということで交渉に至らなかったようです。そのようなことで間が抜けておりますが、転用をされる計画であります。

○（12番委員）同意書までは取ってあるかと思いますが、いざパネルを設置したら影になって周りの方が耕作できないのではないかと心配するのですが。

○（議長）そのことについて事務局。

○（事務局 堂坂主任）同意書については強制ではない関係で、同意書は出されておられません。ただ、何か問題が発生した場合には対処をしますという書類は提出していただいておりますが、日照の関係はソーラーについては高さについてはさほどありません。

○（12番委員）南側の一般的なソーラーの高さは高くなるのでしょうか。その高さで日照の関係が出てくるのではないかと思うのですが。あとから問題がないようにしていただければと思います。

○（7番委員）残っている部分はきちんと耕作はされているのでしょうか。

○（事務局 堂坂主任）一部荒れているところもございます。

○（議長）ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

（ 19番委員入室後 着席 ）

- （議長）では、5番について10番委員の調査報告をお願いします。
- （10番委員）5条の5番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりとなっております。農振区分は農用地外。面積410㎡。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用理由は個人住宅の建設です。土地の選定理由といたしまして、現在、市内の借家に住居しており、住み慣れた人吉市内でマイホーム建築を計画し、マイホーム適地を探していましたところ生活環境に恵まれ、職場への通勤等に便利な場所と判断し申請地に決定いたしました。被害防除計画も出ております。造成中の被害が発生した場合には申請者の自己責任をもって対応するという事です。隣接地の同意書も出ております。10ページの位置図をご覧ください。申請地は県道より入ったところに一軒家の住宅が建っております奥になります。その横に農地がありますが、きちんと塀を建てて対処するという事です。実質調査書をご覧ください。農地の区分第三種農地。該当事項とした判断理由、都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている。転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合、410㎡で100%。農地の区分と転用目的、第三種農地の転用は許可することができる。一般基準の1番、3番、6番、8番に相当と判断しました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議方よろしくお願い致します。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。  
日程第5・議第26号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第5・議第26号 朗読
- （議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。
- （4番委員）それでは議第26号、農地移動適正化あっせんの1番についてご報告申し上げます。売渡申出の物件は記載のとおりでございます。田が5筆ございますが、合計の4,008㎡でございます。売渡申出人につきましては記載のとおりでございます。売渡申出人につきましては、2年前まで水田を作っておられましたが、ここ2年は何も作っておられず、農機具を買換える時期でもあり、申出人も身体がヘルニアなどで今後農業を辞めたいということで、農業経営の縮小となっております。申請には何ら問題ないということで許可をしております。あっせん申し出の理由につきましては先ほど申しましたとおり、今後農業を辞めたいということで、農業経営の縮小。あ

っせんを行う前に取引契約が実質的にあったかの確認についてはありません。不動産業者が介入している事実もございません。農地移動適正化あっせん基準に適合すると判断される調査結果の総合的な意見としては、先ほど申しましたとおりどうしても今後、農業を辞めたいということで、申請地以外の田畑、山につきましても全部処分するということをおっしゃっていました。申請書及び聞き取り調査から判断しても特に問題はないと判断いたしました。皆様方のご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

あっせん委員に4番委員と5番委員を指名します。

日程第6・議第27号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第6・議第27号 朗読

- （議長）利用権設定の貸借設定4番の「利用権設定を受ける者」が、3番委員の関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。なお、採決に加わることはできません。

おはかりいたします。出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって出席を許可いたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

- （事務局 堂坂主任）ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。平成28年6月15日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が21,626㎡、「畑」が37,002㎡、合計の58,628㎡あがってきております。一番下の所有権移転について、「田」が6,039㎡、「畑」が0㎡、合計の6,039㎡あがってきております。右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが2件、公社売り渡しが1件、計3件ございました。次に3ペー



ジをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が12件、再設定が3件、合計の15件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をしていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。  
事務局。
- （事務局 堂坂主任）調査書の21ページをご覧くださいと思います。貸人の名前の漢字を「形」から「方」へ訂正をお願いしたいと思います。大変失礼をいたしました。
- （議長）ほかに質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時40分まで各自で審査をお願い致します。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。  
採決は所有権移転関係と貸借設定と分けて行います。  
所有権移転関係の1番から3番について原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
次に4番を除く貸借設定について原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第7・議第28号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- （事務局次長）日程第7・議第28号 朗読
- （議長）事務局次長から説明をお願いします。

- （事務局次長）別紙様式1ということで、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価という冊子と言いますか、綴ってあるものをご覧いただきたいと思えます。こちらのほうは農業委員会がどのような活動をするのかということを経年点検、評価するようになっていたものです。農業委員会としてステップアップできるように毎年目標も掲げております。まず、1ページ目が法令事務に関する点検ということで、平成27年度の目標に対する実績と考えていただければと思います。公表につきましては、事務局に備えて縦覧できるようにしておりますが、改善措置として今後、ホームページ等での公表を検討していかねばならないと考えております。2番目が事務に関する点検ということで、次のページになりますが、農地法3条に基づく許可事務になります。去年1年間で、処理件数が39件、うち許可39件ということになります。具体的な内容については記載のとおりでございます。転用関係の4条、5条についてですが、合わせまして41件ありました。具体的な内容については記載のとおりでございます。3ページのほうをご覧ください。農業生産法人からの報告への対応ということで、農業生産法人について毎月1回、農業委員会に報告をする義務があります。実施状況につきましては管内に13法人ありまして、全ての法人から報告がっております。情報の提供ということで、賃借料情報の調査・提供については3月の農業委員会だよりに出しております。農地の権利移動等の状況把握ということで、関係者と関係自治体へ通知をしております。農地基本台帳の整備につきましては記載のとおりとなっております。4ページになりますが、地域の農業者等からの意見ということで事務局のほうでは農業者からの意見等は特段なかったということになります。5ページが法令事務、遊休農地に関する処置に関する評価の1番が現状及び課題ということで、管内の農地面積は1,620.38haとなっております。これは農地面積の捉え方が下のほうにも書いてありますが、通常の耕作をした面積と遊休農地、農業委員会でA判定、B判定した農地を合計した面積をこちらのほうに計上しております。平成27年度の目標及び実績ということで遊休農地の解消の目標を46haと設定しておりましたが、解消実績が102.99haで達成状況は22.4%というふうになっております。何故この22.4%ができたかと申しますと、一番大きな理由はA判定の件数が去年は138haが遊休農地となっておりますが、今回この数字が減って50.38haになりましたので、その減った数字は解消ということで捉えることとなりますので、このような数字になった次第でございます。目標の達成に向けた活動の詳細内容につきましては、記載のとおりでございますので読んでいただければと思います。6ページをご覧ください。促進等事務に関する評価でございます。認定農業者等担い手の育成及び確保ということで、現状は農家数が1,109戸、うち主業農家が155戸、農業生産法人が13法人です。認定農業者が73経営体あります。目標達成につきましては、記載のとおりです。認定農業者のみ達成状況150%でした。3番、4番、5番、6番については記載のとおりです。7ページが担い手へ

の農地の利用集積です。賃貸借関係になります。管内の農地面積には耕作面積のみ含みまして、遊休農地面積は含みません。これまでの集積面積については記載のとおりとなっております。集積率については、21.59%となっております、なかなか集積が進んでいない状況となっております。27年度の目標及び実績については、目標が41haでしたので、達成状況は110.9%となっております。これにつきましては、農業委員さんが農家訪問等を重ねていただきました結果だと思っております。8ページが違反転用関係になります。県へ報告している現状は0.3haということでございます。今後は違反転用がないように活動を徹底していきたいと思っております。以上が目標に向けての活動になります。9ページが28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ということで、それぞれの法令順に目標と活動計画をあげております。10ページの利用集積の目標は40haです。農業経営の新規参入につきましては、2経営体、参入面積を2haというふうにしております。11ページをご覧ください。遊休農地の面積が現在50.38haということで、割合は3.11%。28年度の目標（案）、遊休農地の解消面積を20haと定めています。これは遊休農地の50.38haの約4割程度の解消を目指しております。具体的な活動計画については記載のとおりでございます。最後に違反転用になります。こちらは27年度の目標及びその達成に向けた活動と28年度の計画（案）ということでございますけれども、こちらのほうも解消に向けて下に書いてありますように、違反転用防止に向けた農地パトロール、広報掲載での啓発を計画しております。こちらのほうの計画案でよろしいかご検討いただければと思います。こちらのほうはホームページで公表いたしますので、ご検討の程よろしく申し上げます。

- （議長）ただ今の説明と「案」について、ご質問等はございませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

この「案」のとおり決することにご異議のない方は、挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき原案どおり決定します。

日程第8・議第29号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第8・議第29号 朗読

- （議長）部会規則第5条により、各部会の部長・副部長は各部員の互選となっておりますので、各部会での互選と初回部会の開催日時を決めていただき、事務局長へ報告してください。開催場所は後日で結構です。

互選される間、暫時休憩いたします。その他の協議報告の前の暫時休憩はとりませんので、互選後、休憩をとられてください。

( 暫時休憩 )

○ (議長) 休憩前に続き、再開いたします。

各部長の部長・副部長が決まりましたので、発表いたします。

農政部会部長に1番委員、副部長に16番委員。初回部会は7月1日(金曜)19時から行います。

農地調整部会部長に5番委員、副部長に8番委員。初回部会は7月1日(金曜)19時から行います。

農業振興部会部長に2番委員、副部長に15番委員。初回部会は7月13日(水曜)19時から行います。

以上のとおり、決定いたしました。会場等については後日事務局から文書による連絡があります。

これで本日の議事は全部終了いたしました。来月の定例総会は、25日(月曜日)午前9時からカルチャーパレス仮本庁舎3階議員控室で開催予定です。

( 11時05分 終了 )